

人間ドック受診助成制度のお知らせ

《国民健康保険・後期高齢者医療》



仙北市障がい者(児)タクシー利用券給付事業

タクシーの利用券を給付します



仙北市国民健康保険および後期高齢者医療では、病気の早期発見・早期治療および生活習慣病予防に役立てていただくため、被保険者の方に人間ドック受診の助成を実施しています。

- 助成金額／どちらの人間ドック受診も2万1000円を限度額(年度内1回のみ)
- 助成医療機関／市立角館総合病院・市立田沢湖病院・大曲厚生医療センター
- 申請受付期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

● 対象者／
仙北市国民健康保険の被保険者で、35歳以上75歳未満(後期高齢者医療対象者を除く)の方

- 申請受付期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)
- 申請受付場所／市役所各庁舎、各出張所の国民健康保険担当窓口
- 持参するもの／国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- その他／申請をしないで助成医療機関で人間ドックを受診して費用を支払った場合は、当該年度内に申請すれば助成を受けられます。その場合は、領収書、印鑑、金融機関の通帳、受診結果票の写しを持参して手続きをしてください。

● 対象者／
仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドックの助成を受けていない方

- 申請受付期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)
- 申請受付場所／市役所各庁舎、各出張所の国民健康保険担当窓口
- 持参するもの／国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- その他／申請をしないで助成医療機関で人間ドックを受診して費用を支払った場合は、当該年度内に申請すれば助成を受けられます。その場合は、領収書、印鑑、金融機関の通帳、受診結果票の写しを持参して手続きをしてください。

● 対象者／
仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドックの助成を受けていない方

- 申請受付期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)
- 申請受付場所／市役所各庁舎、各出張所の国民健康保険担当窓口
- 持参するもの／国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- その他／申請をしないで助成医療機関で人間ドックを受診して費用を支払った場合は、当該年度内に申請すれば助成を受けられます。その場合は、領収書、印鑑、金融機関の通帳、受診結果票の写しを持参して手続きをしてください。

在宅の障がい者などの外出支援を図るため、障がい者などが利用するタクシーの利用料金の一部として利用券を給付しており、令和5年度の申請は次の窓口で申請できます。

- 対象になる方／次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)
- 申請窓口／社会福祉課(角館庁舎)、田沢湖・西木市民センター、各出張所
- 持参するもの／障がい者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証

国民年金保険料学生納付特例制度について

【問合せ】市民生活課 国民年金係(角館庁舎) ☎(43)3316



国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。が、ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

ただし、学生納付特例の期間は、将来の年金額に反映されませんので、受け取る年金額を増額するためにも、あとから納付(追納)することをお勧めします。

【所得の目安】

128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など

申請を「検討される方はお忘れなく！」

仙北市中小企業活性化支援事業補助金について

【問合せ】商工課(角館庁舎) ☎(43)33351

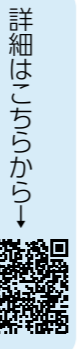


【令和5年度より制度改正】

仙北市内で新たに起業する方や現在行っている事業の拡張を検討している事業者に対して、対象経費の3分の1以内、最大100万円まで補助します。申請を希望される方は、事業着手前に必ずご連絡ください。

※既に着手した事業は、対象外です。
申請ができるのは、次の期間のみとなりますので、今年度申請を検討されている方は、必ず期間内に申請してください。

なお、詳しい内容は、仙北市ホームページ



詳細はこちらから

完全予約制によるマイナンバーカードの時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎(43)3307



写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に交付通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います(交付は予約した方に限りです。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなりますので、あらかじめご了承ください)。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方も、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。

マイナンバーカードの受け取りについては、原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。

● 時間外交付日時／4月26日、5月10日、17日

高齢難聴者の補聴器

購入費の一部を助成します

【問合せ】長寿支援課(角館庁舎) ☎(43)22801



加齢による聴力低下へ早期に対応し、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、難聴で生活に支障が生じている高齢者を対象に、補聴器購入費の一部を助成します。補聴器の購入を検討している方には、申請手続きなどについて説明しますので、最寄りの申請窓口で確認ください。

● 助成対象者／次のすべてに該当する方を対象とします。

- 仙北市に住所を有し、満年齢が65歳以上であること
- 耳鼻咽喉科の医師より、補聴器の必要性を認める意見書を得ることができること
- 原則として両耳の聴力が40デシベル以上であること
- 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていないこと

● 助成の内容／3万円を上限とし、補聴器購入費の2分の1(両耳であっても1台分のみ)を助成します。管理医療機器としての補聴器本体および最低限の付属品を助成対象とします。

- 集音器の購入費、付属品のみ購入費および補聴器の故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外です。
- 受診、検査費用および文書料、送料などは自己負担です。
- 3月31日以前に購入した補聴器は助成対象外です。
- 申請窓口／長寿支援課または田沢湖・西木市民センター、各出張所

- 持参するもの／マイナンバーカード交付通知書のハガキ
- マイナンバーの通知カード(紛失している場合には、紛失届を記入していただきます)
- 本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳(年金証書でも可)および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(社員証、学生証、医療受給者証など)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※詳細は、マイナンバーカード交付通知書のハガキに記載されています。

陸地からの海岸漂着物をなくそう

春の一斉クリーンアップ 4月16日(日) 午前6時～

【問合せ】市民生活課 環境保全係(角館庁舎) ☎(43)33308

雪解けによって街に現れるたくさんのごみは、やがて川や側溝を通じて海岸に流れ着きます。街も海も美しくするため、地域のクリーンアップにぜひご参加ください。

農地転用による農業振興地域除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農業振興課(角館庁舎) ☎(43)22006

農業振興地域内にある農用地(田・畑など)を農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場など)に転用する場合は、あらかじめ農業振興地域からの除外手続き(農振除外)が必要となります。

市民参加型

インフラ維持整備事業への 資材支給の募集について

【問合せ】建設課 管理係(角館庁舎) ☎(43)2294

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。

- 対象者/仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体(市民団体、ボランティア団体など)
●対象となる事業場所/認定道路以外の道路で、公共性の高い道路および地域が共同で使用する水路など
●重複補助の禁止/農林商工部局で募集している交付金事業(多面的機能支払交付金など)と同じ場所を対象とした申し込みは、できません。

- 対象物/側溝などのコンクリート構造物、砂利、碎石、舗装材など。ただし、消耗品のなものは対象外。
●資材のみを支給、工事費用は地元負担となります。
●対象件数/1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります。

- 申請先/T014-0392 仙北市角館町中菅沢81番地8 建設課管理係 ☎43-2294 FAX55-5511
●募集開始/4月3日(月)
●資材支給日/事業着手の前日までに施工場所へ運搬して支給します。

定住対策補助金の案内

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るための各種補助事業を行っています。補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。補助要件など詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html)またはまちづくり課にお問い合わせください。

東京圏からのAターン就職をお考えの方へ
就業支援等移住支援金
直近10年間のうち通算5年以上(転入直前については連続1年以上)、東京23区に在住または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から東京23区に通勤などしていた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合、移住支援金として単身60万円、世帯100万円を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の方1人につき100万円を加算。テレワーク移住や関係人口と認められる方で移住・就業した場合も対象になります。申請期限は移住後1年以内。

新生活をスタートさせる新婚さんの 住居費などを助成します
結婚新生活支援事業補助金
令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻したともに39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借、引越にかかる費用の一部を助成。補助経費について1世帯あたり上限30万円。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯あたり上限60万円。

広報の発行について

広報せんぼくの発行については、1月1日号でお知らせのとおり、4月から毎月1日号のみの月1回の発行に変わります。

広報の発行として経費を削減しても、それ以上に紙やインクなどの価格が高騰している現状です。これまでフルカラー印刷で発行していた広報について、検討を重ねた結果、黒1色のモノクロ印刷で発行することで、経費の削減につなげることにしました。

5月1日号からはモノクロ印刷の広報で、市民の皆様、読者の皆さまにとって、物足りなさを感じるかもしれませんが、事情をご推察くださるようお願いいたします。

なお、仙北市のホームページ https://www.city.semboku.akita.jp/

下記の二次元コードからぜひチェックしてみてください！

こちらから

広報の配布は、発行日から3日をかけて順次各世帯へお届けしていますが、配布の順番によっては同じ地区にお住まいの方の中でもお届け日が前後する場合があります。発行日より3日過ぎても届かない、転居・転入をして届かない、長期不在・入院などで配布を停止したいという方は、総務課へご連絡ください。お電話の際に、住所・お名前・ご連絡先をお伺いします。

●配布日の目安/毎月3日まで配布 ※土・日曜日、祝日を除き、3日間となく休む。

市外から移住された方の 定住を応援します

定住促進奨励金
市外に5年以上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から5年を経過する日までに住宅を取得し

あきた結婚支援センター入会登録 料助成
マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規に入会する方の入会登録料1万円(登録期間2年間)の全額を助成。



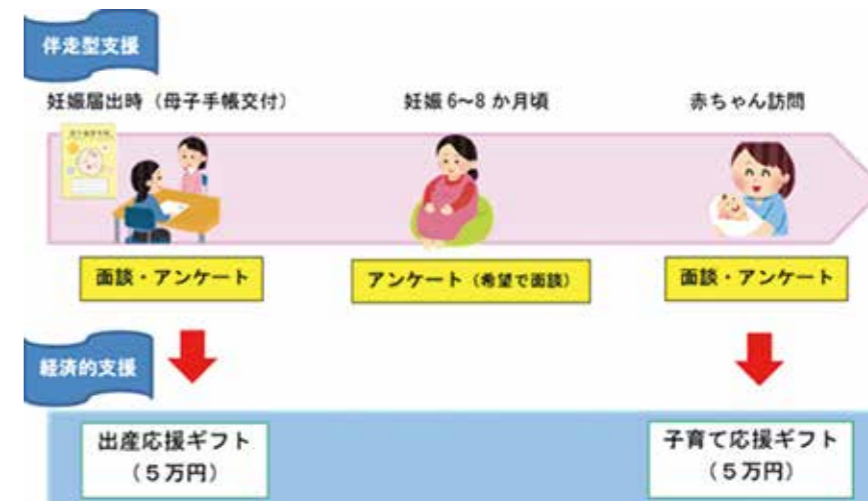
令和5年度仙北市職員(介護員)採用試験のお知らせ

【問合せ】総務課 職員係(田沢湖庁舎) ☎(43)11111

- 試験区分・採用人数／介護員：若干名
- 受験資格／昭和58年4月2日以降に生まれた方で、介護福祉士の資格を有する方
- 合格者の採用日／7月1日(土)予定
- 試験内容／作文試験、面接試験、資格調査
- 試験日時と場所
日時／5月15日(月)9時～
場所／仙北市役所田沢湖庁舎(田沢湖生保内字宮ノ後30番地)
- 申込用紙の請求／申込用紙・受験案内は、4月4日(火)から田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎と西木庁舎は市民センターで交付します。
- 郵便請求の場合は、封筒の表に「職員(介護員)採用試験 申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角形2号サイズ)を必ず同封して、総務課職員係へ郵送してください。なお、普通郵便の事故、電子メールによる請求には対応できません。
- 申込手続／申込書と自己紹介書には所要事項をすべて記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦4センチ、横3センチの写真を1枚を貼って、総務課職員係あてに提出してください(郵送可)。なお、角館・西木市民センターでは、受付しません。
- 申込受付期間／4月7日(金)～5月8日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く、8時30分～17時15分まで)。
- 郵送の場合は、5月8日(月)必着に限りません。
- 申込・問合せ／〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市総務部総務課 職員係

出産子育て応援ギフトについて

【問合せ】経済的支援…子育て推進課(角館庁舎) ☎(43)2280
伴走型支援…保健課(角館庁舎) ☎(43)2252



仙北市では、出産・子育てを応援するため、妊娠届出時および出産後の赤ちゃん訪問での伴走型相談支援の面談後に申請を受けて給付金を支給します。

対象者	種類	申請時期および金額	申請方法など	用意していただくもの
令和4年4月1日～令和5年3月16日までに出生した子を養育している方	出産・子育て応援ギフト	5月17日(水)まで ▶妊娠届出の遡り分として5万円、出生後の遡り分として、5万円	対象者宛てに、市から申請書とアンケートを郵送しています。 ※同封のアンケートを回答していただき提出が必要です。	出産した母本人名義の通帳、キャッシュカードなどのコピー(口座情報を確認できるもの)
令和4年4月1日～令和5年3月16日までに妊娠届出をした方	出産応援ギフト	5月17日(水)まで ▶妊娠届出時の遡り分として、5万円	対象者宛てに、市から申請書とアンケートを郵送しています。 ※同封のアンケートを回答していただき提出が必要です。	妊娠している本人名義の通帳、キャッシュカードなどのコピー(口座情報を確認できるもの)
令和5年3月17日以降に出生した子を養育している方	子育て応援ギフト	出生後 ▶新生児1人あたり5万円	出産後、保健師がご家庭に赤ちゃん訪問した際に申請書を配布し受付します。 ※面談とアンケートの回答が必要です。	出生した子を養育する本人名義の通帳、キャッシュカードなどのコピー(口座情報を確認できるもの)
令和5年3月17日以降に妊娠届出をした方、出生した子を養育している方	出産応援ギフト	妊娠届出時 ▶5万円	妊娠届出時の面談で、申請書を配布し受付します。 ※面談とアンケートの回答が必要です。	妊娠している本人名義の通帳、キャッシュカードなどのコピー(口座情報を確認できるもの)
	子育て応援ギフト	出生後 ▶新生児1人あたり5万円	出産後、保健師がご家庭に赤ちゃん訪問した際に申請書を配布し受付します。 ※面談とアンケートの回答が必要です。	出生した子を養育する本人名義の通帳、キャッシュカードなどのコピー(口座情報を確認できるもの)

注1：事業開始日は令和5年3月17日です。すでに妊娠・出産された方には申請書とアンケートを郵送しています。
注2：子育て応援ギフトは、双子を出産された方は、お子さん1人につき5万円の支給となります。
注3：出産応援ギフトは、流産・死産された方、出生後にお子さんがお亡くなりになられた方も対象となります。
(※面談、アンケート回答の必要はありません)
注4：里帰りされている方は、里帰り先の市町村との調整が必要です。どちらの市町村にもご連絡願います。
注5：面談前に転出した場合は、転出先の市町村で面談し、支給を受けることになります。

改正内容

課税額の内訳		令和5年度	令和4年度	比較
基礎課税(医療)分	所得割額	6.8%	8.0%	△1.2%
	均等割額	18,000円	21,000円	△3,000円
	平等割額	17,000円	18,000円	△1,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	3.5%	3.0%	0.5%
	均等割額	9,000円	7,000円	2,000円
	平等割額	8,000円	7,000円	1,000円
介護納付金分	所得割額	3.0%	2.4%	0.6%
	均等割額	10,000円	9,000円	1,000円
	平等割額	4,000円	4,000円	0円
合計1…①+②+③ 40歳～65歳未満の被保険者の場合	所得割額	13.30%	13.40%	△0.1%
	均等割額	37,000円	37,000円	0円
	平等割額	29,000円	29,000円	0円
合計2…①+② 40歳～65歳未満の被保険者以外の場合	所得割額	10.30%	11.00%	△0.7%
	均等割額	27,000円	28,000円	△1,000円
	平等割額	25,000円	25,000円	0円

※所得割額…加入者の所得に対する額
※均等割額…加入者1人あたりの額
※平等割額…1世帯あたりの額

課税限度額の引上げについて

区分	令和5年度	令和4年度	増加額
基礎課税(医療)分	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	22万円	20万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
合計	104万円	102万円	2万円

【問合せ】総務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

団塊の世代の後期高齢者医療制度移行による国民健康保険被保険者数の減少など、社会情勢の変化の中で、国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえて税率を改めることとしました。

課税限度額は、後期高齢者支援金分が2万円引上げとなり、合計の課税限度額は104万円となります。
令和5年度国民健康保険納税通知書は、7月中に発送します。

令和5年度国民健康保険税の税率・限度額が変わります

【問合せ】総務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)11117